

事務連絡
平成27年9月1日

各都道府県人事担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市人事担当課
各人事委員会事務局 } 御中

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

地方公共団体が国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業を実施する
場合における職員の退職手当に関する条例の特例について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）は、平成27年7月15日に公布され、本日施行されました。

今回の改正により、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第19条の2においては、国家戦略特別区域において国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業を実施する場合に、国家公務員について、引き続いて創業者に使用される者となるため退職して創業者に使用される者として在職した後、創業者に使用される者となった日から起算して3年を経過した日までに再び職員となったものが退職した場合の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の特例が定められています。

今後、地方公共団体が、国家戦略特別区域において国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業を実施する場合には、国家戦略特別区域法第19条の2の規定に準じ、当該団体の職員の退職手当に関する条例の特例を設けることが適当であると考えられますので、必要に応じ、規定の整備を図られるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の市区町村及び退職手当組合等に対してもこの旨周知されるよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

国家戦略特別区域法

(平成25年法律第107号) (抄)

※国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)による改正後。

(国家公務員退職手当法の特例)

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業(国家戦略特別区域において、創業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。)が行う事業の実施に必要な人材であって、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法(昭和三十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。)のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者(当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。)に使用される者(以下この項において「特定被使用者」という。)となるための退職(同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法(昭和三十二年法律第百二十号)第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となった者であって、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となった日から起算して三年を経過した日までに再び職員となったもの(特定被使用者として在職した後引き続き職員となった者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。
- 3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下この項において単に「基礎在職期間」という。)には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。
- 4 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。
 - 一 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第三十号)附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額
 - 二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額
 - 三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額
- 5 第一項から前項までの規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたときは、適用しない。

- 6 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に関し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。
- 7 再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。
- 8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。
- 9 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

国家戦略特別区域法施行令

（平成26年政令第99号）（抄）

※国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第303号）による改正後。

（法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額）

第二十一条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月	年二・八パーセント

三十一日まで	
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで	年四・一パーセント
平成三十六年四月一日以後	年四・二パーセント

国家戦略特別区域法第十九条の二の規定による国家公務員退職手当法の特例に関する内閣官房令

(平成27年内閣官房令第7号) (抄)

(特定退職に関する書面の提出)

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十九条の二第一項に規定する職員（以下単に「職員」という。）は、同項に規定する特定退職（以下単に「特定退職」という。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した特定退職に関する書面（以下「特定退職必要事項書面」という。）を国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下単に「各省各庁の長等」という。）に提出しなければならない。

一 提出年月日

二 職員について、次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 提出の日における勤務官署及び職名

ニ 特定退職予定日

ホ 法第十九条の二第一項に規定する特定被使用者（以下単に「特定被使用者」という。）となる予定日

三 特定退職後に使用される法第十九条の二第一項に規定する創業者（以下単に「創業者」という。）について、次に掲げる事項

イ 名称又は氏名

ロ 住所

ハ 法第十九条の二第二項の規定により当該創業者を定める区域計画

2 特定退職必要事項書面の様式は、別記様式とする。

3 各省各庁の長等は、第一項の特定退職必要事項書面の提出があったときは、当該特定退職必要事項書面を提出した職員に当該特定退職必要事項書面の写しを交付するものとする。

(特定退職に関する書面の保管等)

第二条 職員が提出した特定退職必要事項書面は、各省各庁の長等が保管する。

2 職員が提出した特定退職必要事項書面は、その特定退職の日の翌日から三年を経過する日

までの間、保管しなければならない。

(特定退職に関する書面の移管)

第三条 特定退職をした者が法第十九条の二第一項に規定する再任用職員（以下単に「再任用職員」という。）となった場合において、当該再任用職員の所属する各省各庁の長等の請求があったときは、前条の規定により特定退職必要事項書面を保管する各省各庁の長等は、遅滞なく、当該再任用職員の特定退職必要事項書面を当該再任用職員の所属する各省各庁の長等に移管しなければならない。

(法第十九条の二第一項に規定する内閣官房令で定める者)

第四条 法第十九条の二第一項に規定する内閣官房令で定める者は、解雇（当該特定被使用者の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）又は創業者の清算の終了、合併による消滅、分割若しくは死亡により特定被使用者でなくなった者であつて、特定被使用者でなくなった日の翌日から一月を経過する日までに職員となったもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となった者を除く。）とする。

別記様式 (略)